



議案第八二号

国民宿舎三朝温泉会館設置条例の全部を改正する条例について

国民宿舎三朝温泉会館設置条例の全部を別紙のとおり改正する。

昭和四十一年十二月十六日提出

三朝町長 坂 出 雅 己

昭和四拾一年拾月拾六日 原案可決

三朝町議会議長 矢田秀雄

国民宿舎三朝温泉会館事業の設置等に関する条例

(設置)

第一条 国民に健全な休養宿泊施設を提供し、もつてその保健
衛生の向上と、三朝町観光事業の振興に寄与することを目的とし、
町に国民宿舎三朝温泉会館事業と設置する。

(管理者)

第二条 地方公営企業法（昭和五十七年法律第百九十二号。以下「法」
という。）第七条ただし書の規定に基づき、前条の事業（以
下「温泉会館事業」という。）には、管理者を置く。

(組織)

第三条 法第十四条の規定に基づき、温泉会館事業に係る
管理者の権限に属する事務を処理させるため、温泉会館事
務局を置く。

（経営の基本）

第四条 温泉会館事業は、国民保養温泉地の趣旨にそい、
温泉の大家利用化と健全な保養施設としての役務を提
供するため、能率的かつ経済的な運営を行う。
又温泉会館事業の用に供する施設の名称及びその規模は、次の
とおりとする。

施設の種類	施設の内容	収容定員
国民保養 三朝温泉会館	和室 二二室 洋室 三三室 大ホール オーグンスペースホール サービスマスベール 温泉プール ゴルフガーデン	宿泊定員 一三〇人 休憩定員 五〇〇人

（重要な資産の取得及び処分）

第五條 法第三十三條第三項の規定により予算を定めなければなら
ない温泉会館等事業の用に供する資産の取得及び処分は、予算
価額（適正な対価を付する売却以外の方法による譲渡にあ
つては、その適正な見積価額）が七百万円以上の不動産又は動産の
買入れ又は譲渡（土地については、その面積が一併五十平方メートル
以上のものに係るものに限る。）とする。

（議会の同意を要する賠償責任の免除）

第六條 法第三十四條において適用する地方自治法（昭和二十二年
法律第六十七号）第三十四條の二第四項の規定により温泉会館
等事業の事業活動に従事する職員等の賠償責任の免除については、議会の同
意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が一
万円以上である場合とする。

（議会の議決を要する負担増の案件の受領等）

第七條 法第三十五條第二項の各例で定めるところは、温泉会館等事業の

業務に關する異議附きの案件又は贈与の受領でその金額又はその
目的物の価額が一〇万円以上のもの並びに所がその当事者である審査
請求その他の不服申立て、訴えの提起、和解、あつせん、調停
及び仲裁で重要又は異例なもの並びに法律上所の義務に属す
る損害賠償の額の決定で当該決定に係る金額が一〇万円以上のものとする
(業務状況の説明書類の提出)

第八条 本法第五条の二第一項の規定に基づき、温泉会館事業
に關する業務の状況を説明する書類を提出する期日は、前期分
(毎事業年度四月一日から九月三十日までもの)については十一月三十日
まで、後期分(毎事業年度十月一日から三月三十一日までもの)につい
ては五月三十一日までとする。
この前項の業務の状況を説明する書類には、次に掲げる事項を記
載するものとする。

一、事業の概況

二、經理の状況

三、前二号に掲げるもののほか、湯島小会館事業の経営状況を明らかにするため必要な事項

又、天災その他の事故により、第七条一項に定める期限までに業務の状況を説明する書類を提出することができなかった場合には、管理者の権限を行なう所長は、その事故が終了した後で、限りすみやかに提出するものとする。

(企業管理規程の地位)

第九条 この条例の施行に關し必要な事項は、法第十条の規定に基づく企業管理規程で定める。

附 則

(施行期日)

この条例は、昭和四十二年一月一日から施行する。